

物価高騰対策給付金（不足額給付）のご案内



対象者

①または②に該当する方。

①令和6年度に実施した当初調整給付（※）の支給額に不足が生じる方

※練馬区では「物価高騰対策給付金（調整給付）」の名称で実施

② 次のすべての要件を満たす方

- ・ 令和6年分所得税額と令和6年度分個人住民税所得割額のいずれも定額減税前税額がゼロ（本人として、定額減税の対象外である方）
- ・ 税制度上「扶養親族」の対象外（青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方）
- ・ 低所得世帯向け給付金（令和5・6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付金（7万円または10万円））対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

支給額

①支給額および算出方法等については区HPをご確認ください。

② 1人当たり原則 **4万円**（定額）を支給

※令和6年1月1日時点の国外居住者は3万円。

申請方法

- ① 7月上旬に「お知らせ」もしくは「確認書」を送送します。
 - ・「お知らせ」が届いた方…口座変更や辞退の希望がなければ、お知らせ記載の口座に順次振り込みます。
 - ・「確認書」が届いた方…確認書に必要事項を記載の上、令和7年10月31日（必着）までに返送してください。
- ② 7月上旬に「確認書」を送送します。
確認書に必要事項を記載の上、令和7年10月31日（必着）までに返送してください。

支給時期

7月下旬以降

※申請から支給までに4週間程度かかります。

その他



物価高騰対策給付金（不足額給付）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

練馬区や国（の職員）から「物価高騰対策給付金（不足額給付）」を給付するために、手数料の振込などを要求することは絶対にありません
振込を要求するような電話がかかってきたり、郵便、メールが届いた場合、練馬区や最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください



練馬区ホームページ

最新の情報・申請書は、練馬区ホームページをご確認ください

お問い合わせ

練馬区物価高騰対策給付金コールセンター

0120-186-906

受付時間 平日9:00～17:00